



令和6年度
入園のしおり
兼
重要事項説明書



社会福祉法人となみ中央福祉会

幼保連携型

しょうがわ認定こども園

〒932-0314 富山県砺波市庄川町青島2402番地

TEL:0763-55-6540

FAX:0763-82-1505

HP:<https://shogawa-hoikuen.ed.jp>

しょうがわ子育て支援センター

TEL:0763-55-6541

FAX:0763-82-1505



法人理念

—こんな法人・園・職員でありたいのです—

- 全ての人の“5つの心”を大切にします
- 多様な価値観の中で、子ども・保護者・職員のお互いを認め合います
- 誰もが安心して子育てができる地域コミュニケーションの場となります
- 職員は、常に5つの心を大切に、人間性と専門性の向上に努め、子どもの最善の利益を尊重します



教育・保育の基本方針

—こんな教育・保育の考えです—

- 5つの心を育みながら、心身ともに健康で丈夫な身体をつくります
- 子どもの発達段階に応じて、主体的・自発的な活動としての生活や遊びを保障します
- 教育・保育環境（人・もの・空間）の中で、基本的な生活習慣や社会習慣が身につくように努めます
- 四季折々の食物の生長から自然の成り立ちを理解し、食物を育てる人々の心にふれ「感謝の心」を育ませます

教育・保育の目標

—こんな子どもになってほしいのです—

- 自ら課題を見つけ、自ら考え行動する子ども（主体的に行動する子ども）
- やりたいことをやれる子ども（意欲的な子ども）
- 自分を好きになれる子ども（自尊感情をもてる子ども）
- 人の喜びを喜べる子ども（思いやりのある子ども）



設置運営主体

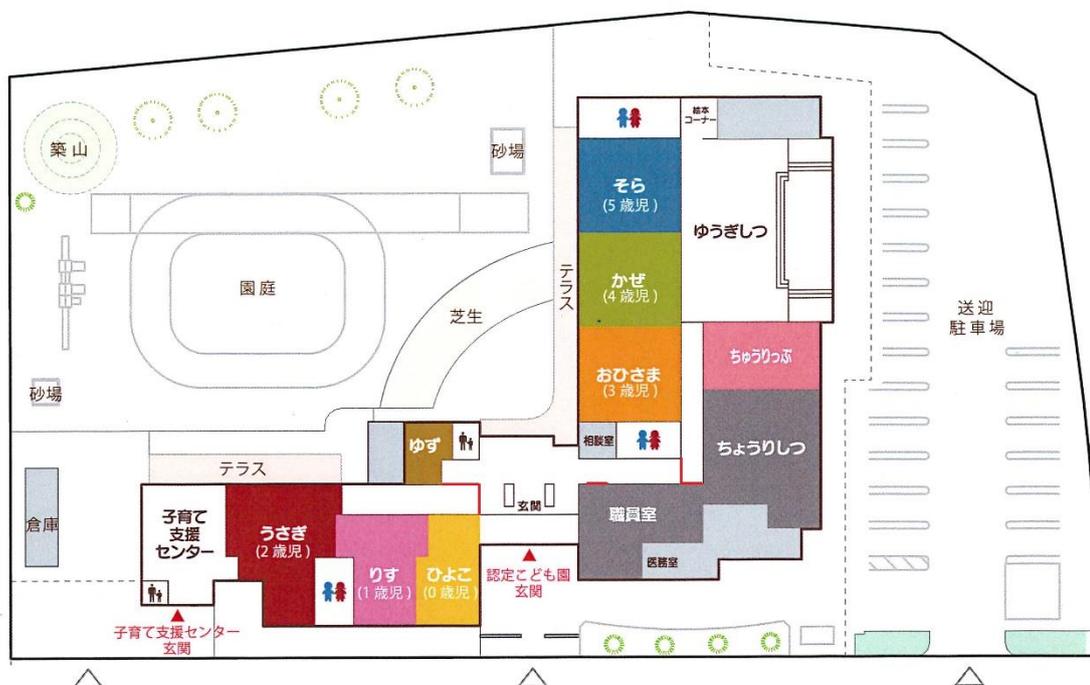
名称：社会福祉法人となみ中央福祉会
施設の住所：富山県砺波市太郎丸2丁目29番地2
連絡先：0763-33-4478
代表者：理事長 五島正樹

施設の概要

名称	幼保連携型 しょうがわ認定こども園
施設の住所	富山県砺波市庄川町青島2402番地
施設長名	園長 五島 靖識
開設年月日	令和5年4月1日
利用定員	1号認定子ども（教育標準時間認定）15人 2号認定子ども（保育認定）60人 3号認定子ども（保育認定） 0・1・2歳：40人
開園時間	7時00分～19時00分（月曜～土曜日）

設備の概要

敷地面積：3,791.19㎡ 園舎面積：1022.80㎡
園庭面積：1221.54㎡
園舎構造：鉄筋コンクリート造



職員の配置状況

職 種	園長	主幹保育教諭	保育教諭	看護師	事務員	用務員	嘱託医
員数	1	2	17	2	1	1	5

※職員配置は変動する可能性があります。

事業内容

- 延長保育
- 途中入所
- 体調不良児対応型保育
- 子育て支援
- 一時保育

教育・保育を提供する曜日・時間・休園日

【1号認定(教育標準時間認定)】(幼稚園タイプで入園の方)

基本的な教育時間は、9時00分～14時00分までです。

一時預かり(幼稚園型)を希望される場合は、別途、預かり保育料がかかります。

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	9時00分～14時00分(5時間)
一時預かり (幼稚園型)	月曜日～金曜日： 7時00分～8時30分及び14時30分～19時00分 (別途追加料金あり)
長期休業中の 登園日について	夏休み中に5日間程度、登園日があります。 9時00分～11時30分
休園日	<夏休み> 7月24日～8月31日までの41日間程度
	<冬休み> 12月25日～1月5日までの14日間程度
	<春休み> 3月27日～4月3日を含む10日間程度
	<その他> 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、その他園長が認めた日

※休園日は、年間計画や曜日の関係で、変更や前後する場合があります。

【2号認定(3～5歳児)・3号認定(0～2歳児)(保育認定)】(保育所タイプで入園の方)

基本的な保育時間は、8時30分～16時30分までです。

また、保護者の方の就労時間や保育の認定事由に基づき「保育標準時間」や「保育短時間」の認定を行います。

延長保育を希望される場合は、別途、延長保育料がかかります。

提供する曜日	月曜日から土曜日まで ※土曜日については、別途給食費が発生します
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 7時30分～18時30分(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 8時30分～16時30分(8時間)
延長保育	上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合下記の時間帯において、実施します。 (別途追加料金あり) 【保育標準時間認定を受けた方】 7時00分～7時30分及び18時30分～19時00分 【保育短時間認定を受けた方】 7時00分～8時30分及び16時30分～19時00分
休園日	日曜及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

※基本的な保育時間を超えて保育を希望される場合は、「長時間保育申込書」「延長保育利用申込書」が必要です。

◆一時預かり保育料・延長保育料については、13・14ページの別表をご覧ください

保育料について

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

- ・ 1号、2号認定（3歳児～5歳児）…保育料は無償です（給食費は別徴収）
- ・ 3号認定（0歳児～2歳児）…当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料を、お支払いいただきます。（給食費は、保育料に含まれています）

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（1）に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担いただきます。

(3) 保育料は銀行引落となります。

保育料の銀行引落日は**当月27日**となります。口座の残高のご確認をお願いいたします。手数料は、園で負担します。

（引落ができなかった場合は、直接園にご持参ください）

※利用者負担金等に関しては、現金にて徴収します。

※保育料・利用者負担金等の支払いに関して、料金滞納が2カ月以上ある場合は、**砺波市役所と協議の上、退園いただく恐れがあります。**

入園・退園・転園に関する事項

入園	・ <u>園と契約</u> （1号認定） ・ <u>市が利用調整</u> （2号認定、3号認定）
退園	・ 保護者が子育て支援法に定める支給要件又は児童福祉法に定める支給要件に該当しなくなったとき ・ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
転園	・ 転居等により他施設への転園を希望するときは、 <u>10月に転園届</u> を提出すること
休園	・ 病気その他の理由により休園を希望する場合は、速やかに園長まで申し出ること ・ 災害等により <u>理事長</u> がその必要性を認めたとき
卒園	・ 園児が小学校に就学したとき、教育・保育の提供を終了

●家庭状況が変わった場合について

住所や保護者の方の勤務先変更、家族の出生など、家庭状況が変わった場合は、「家庭状況変更届」を提出してください。

また、転園される場合や、3号認定で保育の必要性が認められない場合など、園を退園する場合は「退園届」を提出してください。

用紙は、園にありますので、職員室へお声を掛けてください。

緊急時における対応方法

当園には、緊急時対応（災害時等）のための「一斉メール配信システム」がありますので、必ず登録をしてください。

アレルギー児への対応、ケガの対応、感染症の対応、食中毒等の緊急時における対応や関係機関や保護者との連絡方法、職員の体制作りなどについて園独自のマニュアルを作成し、保護者や関係機関との連携を図りながら、健康及び安全に努めています。緊急時の連絡のために、保護者の方の緊急連絡先等の提供をお願いしています。

非常災害時の対策

火災・地震・台風・水害・竜巻・津波等の非常災害等に対し、園児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアルを作成しています。その計画に基づき、児童の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、職員への周知と児童の避難方法などの対策を講じています。

年間計画に基づき月1回以上、災害を想定して訓練を実施しています。また、職員の防災意識の向上に努めています。

災害時に備え、入園・進級時に「緊急災害時引渡し責任者一覧カード」を記入していただきます。また、年に1回大災害時の訓練とし、保護者の方への引き渡し訓練を行っています。

非常災害時の対応

防 災 設 備	消火器、自動火災報知機、誘導灯、カーテン等の防災処理
避難・消火訓練	毎月1回以上の実施

保険

園においてお子さんが事故により医療を受けた場合に備えて、医療費の一部について給付を受けられる日本スポーツ振興センター災害共済制度に加入します。加入には保護者の方の同意が必要ですので、入園後、別途ご案内いたします。

また、当園では施設の損害補償保険にも加入しております。

虐待の防止

当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

守秘義務及び個人情報の取り扱い

個人情報の重要性を十分認識し、園児や保護者等の個人情報の取り扱いにあたり、関係法令および厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。

要望苦情に対する相談窓口

受付方法	面接、電話、書面
総括責任者	理事長 五島 正樹
解決責任者	園長 五島 靖識
受付担当者	主幹保育教諭
第三者委員	塩崎 裕功(砺波市出町中央1番地3) 電話 0763-33-0636
第三者委員	吉田 繁弘(砺波市深江1丁目242) 電話 0763-32-0715
第三者委員	堀田 隆(砺波市豊町1丁目8番地14) 電話 0763-32-5698

健康管理について

こども園は集団生活の場でもあります。病気の予防を常に心がけ、お互いのお子さんが健康に園生活を送れるようにしましょう。

- ・毎朝、お子さんの健康状態（体温・機嫌・食欲など）をチェックしましょう。前日発熱や下痢など、お子さんに変わったことがあった場合は、あらかじめお知らせください。
- ・感染症にかかった場合の登園に際しては、①園での感染症の集団発生や流行に繋がらないこと、②健康（全身）状態が園での集団生活に適應できる状態に回復していることに留意が必要です。登園を控えることが望ましい場合は、医療機関を受診し、家庭での看護をお願いします。

●既往歴について

- ・熱性けいれん、脱臼、アレルギーなどがある場合は事前にお伝えください。

●薬について

こども園は健康な乳幼児の集団生活の場であることから、他のお子さんにうつる病気の場合（風邪・咳など）**与薬は原則として行いません**。しかし、市販薬ではなく、医師の指示などでやむを得ず必要な場合に限り、保護者との信頼関係をもとに代行いたします。

万全を期するため、「薬の連絡票」に必要事項を記入され、「薬剤情報提供書」のコピーを必ず添付し、薬（1回分）を直接職員に手渡ししてください。薬は医師が処方したものに限りです。

※土曜日及び希望保育期間中は看護師が不在のため、お薬のお預かりはできませんのでご了承ください。

●予防接種について

- ・お子さんの健康を守るために必要な予防接種は、かかりつけの医師と相談しながら、計画的に受けましょう。
- ・定期予防接種だけでなく、任意予防接種も受けるようにしましょう。
- ・予防接種後は、発熱や発疹などの副作用が出やすく、注意深く様子を観察する必要があります。登園を控え、ご家庭でゆっくり過ごしましょう。

●感染症について

- ・出席停止期間のある感染症にかかった場合は、医師の「登園許可証明書」の提出をお願いします。

※「登園許可証明書」は園にもございます。また、HP に様式があるので、ダウンロードして印刷することもできます。

	登園を控えるのが望ましい場合	登園が可能な場合
発熱	<ul style="list-style-type: none"> ＊発熱期間と同日の回復期間が必要 ・朝から 37.5℃を超えた熱とともに、元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく、朝食、水分が取れていない ・24 時間以内に解熱剤を使用した ・24 時間以内に 38℃以上の熱がでた 	<ul style="list-style-type: none"> ＊前日 38℃を超える熱がでていない ・熱が 37℃以下で、元気があり機嫌がよい ・食事や水分が摂れている ・24 時間以内に解熱剤を使っていない ・24 時間以内に 38℃以上の熱はない ・咳や鼻水を認めるが増悪していない
下痢	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間以内に 2 回以上の水様便がある ・食事や水分を摂るとその刺激で下痢がある ・下痢と同時に体温がいつもより高い ・朝、排尿がない ・機嫌が悪く、元気がない、顔色が悪くぐったりしている 	<ul style="list-style-type: none"> ＊感染のおそれがないと診断されたとき ・24 時間以内に水様便が出ていない ・発熱がみられない ・食事、水分を摂っても下痢がない ・排尿がある ・食欲がある
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある ・嘔吐と同時に体温がいつもより高い ・食欲がなく、水分も欲しがらない ・機嫌が悪く、元気がない、顔色が悪くぐったりしている 	<ul style="list-style-type: none"> ＊感染のおそれがないと診断されたとき ・24 時間以内に嘔吐がない ・発熱がみられない ・水分摂取ができ、食欲がある ・機嫌がよく、元気である
咳	<ul style="list-style-type: none"> ＊前日に熱がなくても ・夜間しばしば咳のために起きる ・ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある ・呼吸が速い、少し動いただけで咳が出る 	<ul style="list-style-type: none"> ＊前日に 38℃を超える熱はでていない ・続く咳がない ・機嫌がよく、元気である
発疹	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱とともに発疹があるとき ・感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示されたとき ・口内炎のため、食事や水分が摂れない ・とびひの場合、顔等で患部を覆えないとき 	<ul style="list-style-type: none"> ＊受診の結果、感染のおそれがないと診断されたとき

- ・該当する感染症については、8 ページの「感染症登園停止基準」をご参照ください。

感染症登園停止基準

園児が下記の感染症にかかった場合は他の園児の感染防止のため、学校保健安全法の規定により登園停止となります。登園許可書が必要な疾病については、医師に記入してもらい、登園の際に園に提出してください。
(HPに様式があるので、ダウンロードすることもできます)必ず医師の診断を受けてから登園してください。

	病名	出席停止期間など	医師判断		保護者記入
			登園許可書	診断のみ	治癒報告書
第一種	ペスト、ジフテリア、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等の感染症など	治癒するまで	○		
第二種	インフルエンザ（第一種に属するものを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで		○	○
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで		○	○
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	○		
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	○		
	流行性耳下腺炎（ムンプス・おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	○		
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで	○		
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	○		
	アデノウイルス感染症（咽頭結膜熱・プール熱等）	主な症状（発熱、咽頭発赤、目の充血）が消退した後2日を経過するまで	○		
第三種 （主なもの）	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれなくなったと認められるまで	○		
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス	医師により感染のおそれなくなったと認められるまで	○		
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	医師により感染のおそれなくなったと認められるまで 抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されるまで	○		
	アデノウイルス感染症（流行性角結膜炎、はやり目） 急性出血性結膜炎	眼症状改善し、医師により感染のおそれがないと認められるまで	○		
			○		
	溶連菌感染症	抗菌内服後から24～48時間を経るまで		○	
	手足口病 ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく（解熱後1日以上経過し）、普段の食事ができるようになるまで		○	
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態がよくなるまで		○	
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治るまで		○	
	感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事ができるようになるまで		○	
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで		○	
	带状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで		○	
	突発性発疹	解熱後1日以上経過し、機嫌よく、全身状態がよくなるまで		○	
	☆アタマジラミ	（注意事項）くしやブラシの共有は避ける		○	
	☆疥癬（かいせん）	（注意事項）外用薬・内服薬による治療		○	
☆伝染性軟属腫（ミズイボ）	（注意事項）直接接触や浮き輪・タオル等の共有は避ける		○		
☆伝染性膿痂しん（とびひ）	（注意事項）治癒するまで共同のプールや入浴は禁止		○		
☆B型肝炎	（注意事項）血液や体液に他児等が直接接触させない		○		

保健活動・検診など

保健活動	身体測定（毎月）、年間午睡（0～2歳児）、春季・夏季午睡（3歳児）、夏季午睡（4，5歳児）、看護師による手洗い・うがい指導 等
健診・検査	内科健診・歯科健診（年2回）、眼科健診・耳鼻科健診（年1回） 視力測定（3～5歳児） 尿検査（3～5歳児）

嘱託医

※医師会からの指定のため、変わる可能性があります

内 科／おおた内科クリニック（院長 太田 英樹）

耳鼻科／河合医院（院長 河合 晃充）

眼 科／ゆあさ眼科（院長 湯浅 雅志）

歯 科／エントランス歯科（院長 小坂井 満）

薬剤師／（有）たちばな薬局（代表取締役 舘 雅司）

園での1日

	1号認定 3・4・5歳児	2号認定 3・4・5歳児	3号認定 0・1・2歳児
7:00			延長保育
7:30			早朝保育
			早朝保育室で異年齢交流
8:30			短時間保育児登園
9:00	1号認定児登園	遊び	遊び
	遊び		おやつ
	朝の会		遊び
10:00	指導計画に基づいた活動		
11:30	昼食		昼食
	帰りの会	3歳児午睡	午睡
14:00	降園 預かり保育	4・5歳児遊び	
14:30		おやつ	
15:00		自由活動	おやつ
		帰りの会	帰りの会・自由活動
16:30		短時間認定児降園・標準時間認定児順次降園	
		自由活動	遊び
18:30		延長保育	
		おやつ・異年齢保育・自由活動	
19:00		降園	

年間行事

春 (4.5月)	始業式 ★保護者会総会・保育参観	★入園式 園外保育(5歳児)
夏 (6.7.8月)	七夕の会 夏祭り ★個別懇談会(3.4.5歳児)(0.1.2歳児希望者)	★親子虫歯予防教室及び保育参観 (3.4.5歳児)
秋 (9.10.11月)	★運動会 秋の遠足(3.4歳児) 園外保育(5歳児)	いもほり ★生活発表会
冬 (12.1.2.3月)	★感謝祭(5歳児祖父母) お正月お楽しみ会 入園説明会 節分のつどい 雛祭り会 お別れ会 終業式(0~4歳児)	クリスマス会 ★個別懇談会(5歳児) ★個別懇談会(0~4歳児希望者) ★保育参観(0~4歳児) ★就学児親子交通安全教室(5歳児) ★修了式(5歳児)

★は保護者参加行事です

毎月の行事

- 誕生会 ■身体測定 ■視力測定 ■避難訓練 ■交通安全指導
- 運動教室(4.5歳児)…年5回ホップステップジャンプの運動遊びを楽しみます
- 音楽リズム教室(3.4.5歳児)
…年数回、講師の先生によるリトミックを楽しみます
- 英語教室(3.4.5歳児)…年数回外国講師の先生と英語を楽しみます
- 剣道の集い(5歳児)…年数回、講師の先生に礼儀作法を学びます
- おはなしポケット(3.4.5歳児)…年数回、読み聞かせボランティアの方による紙芝居や
絵本の読み聞かせの時間を楽しみます

給食について

当園は外部委託業者(砺波給食)が砺波市の献立を基に給食室にて調理しています。管理栄養士・栄養士が、お子さんの適切な栄養を確保するとともに、嗜好や食に関する体験が広がるように、多様な食品や料理の組み合わせを考えて献立を作成しています。

- 全園児完全給食です。
3歳以上児の保護者の方には主食代、副食代を徴収します。
料金については13ページの別表をご覧ください。

* 食物アレルギーについて *

- アレルギーがある場合は、事前にお伝えください。
- 年1回、全園児対象にアレルギー調査を行っております。また、アレルギーがある場合、0～2歳児は半年に1回、3～5歳児は1年に1回、医師の診断書を提出していただきます。
- 医師の診断書に基づき、家庭と緊密に連携しながら、調理方法や摂取方法を工夫し、除去食や代替食など適切な対応をしていきます。

登降園の安全について

- 保護者が手本となり、交通ルールを守り、安全に登園してください。お子さんの安全のためチャイルドシートを必ず使用してください。
- 午前8時30分前の早朝保育時間に登園される方は、必ず早朝担当保育教諭にお子さんを確実にお預けください。
- 午前9時30分以降は安全のため玄関はオートロックになります。インターホンでお声をかけてください。
- お迎えの際は、必ず保育教諭と「さようなら」の挨拶を交わしたか確認してください。
- 登降園の時間帯は、駐車場の車の出入りが多く危険です。お子さんとしっかり手をつないでください。また、怪我や事故につながりますので、駐車場では遊ばないようにしてください。
- 登降園の送迎は、責任ある方をお願いします。急な用事でお迎えが遅くなる時、あるいは保護者以外の方がお迎えに来られるときは、ご連絡ください。

家庭との連携

- 園からの連絡は、おたより（園だより、給食だより、保健だより）や玄関の掲示、ホームページ、一斉メール等でお知らせします。
- 欠席、早退・遅刻等は連絡メールでお知らせください。
午前9時以降は、電話による連絡をお願いします。
- お子さんのことで気になることがあればお気軽にお聞かせください。
- 玄関に「意見箱」を設置しております。ご意見ご要望などがありましたらご利用ください。

毎日の主な持ち物について

0. 1. 2歳児 (ひよこ・りす・うさぎ組)

- 連絡帳
- 食事用エプロン・エプロン入れ袋
- コップ・コップ袋
- ※コップは毎日持ち帰ります

3. 4. 5歳児 (おひさま・かぜ・そら組)

- 出席ノート・連絡帳
- ハンカチ、ティッシュ
- コップ・コップ袋・歯ブラシ
- ※コップ・歯ブラシは毎日持ち帰ります

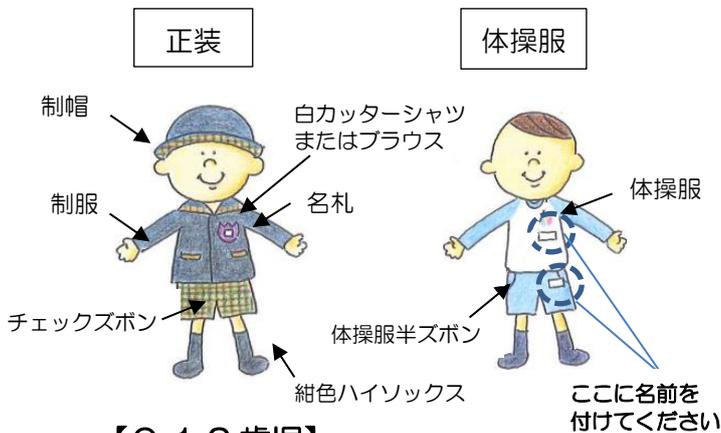
●着替えについて

*汗をかいた時や、汚れた場合に着替えをし、持ち帰りますので、翌日持たせてください。

服装について

【3.4.5歳児】

- ・制服、制帽を着用してください。
- ・制服の下は体操服を着てください。
- ・行事（進級式、入園式、発表会、修了式等）には、正装で登園してください。



【0.1.2歳児】

- ・自由服です。



*名札は衣服の左につけてください。

◇制服等は、園の方から、下記の店に注文します。購入されたい方は、園までお問い合わせください。いつでも購入できます。

店名 沖商店
住所 高岡市問屋町202番地
電話 0766-25-2525

- *半ズボンの中に体操服の裾を入れて着用します。
- *体操服・体操半ズボンにアイロンシールや刺繍等で必ず名前を付けてください。
- *ハンカチは、半ズボンのポケットに入れてください。
- *6～9月は制服・制帽はいりません。体操服上下で登園してください。
- *着脱がやすく、動きやすいものをお願いします
(フード付き・スカート・つなぎの服は使用を控えてください)

★持ち物、着る物、履き物全てに名前を書いてください。

薄くなったらその都度書き足して頂きますようお願いいたします。

別表 令和6年4月1日より適用

1 実費徴収

費目名（使途）	対象児童	金額	徴収理由及び金額の根拠
給食費	1号認定児	月額5,500円	主食1,000円、副食4,500円
	2号認定児	月額6,000円	主食1,000円、副食5,000円
	3号認定児	※保育料に含まれています	
土曜保育給食費	2号認定児	300円	
預かり保育給食費	1号認定児	300円	
制服、制服半ズボン代	3歳児～	9,500円	※令和6年4月現在の金額
体操服代（長袖・半袖・半ズボン 各1セット）		9,100円	
制帽		3,700円	
通園カバン		3,500円	
入園準備教材費		2,000円～6,000円程度	年齢により相違
保護者会費	全園児	月額250円	

2 一時預かり（幼稚園型）に関する利用者負担（1号認定児対象）



※平日に関しては8時30分～9時00分、14時00分～14時30分は、登降園時間とします。

○平日の教育時間外保育

預かり保育の実施時間	単位	金額
①午前7時00分から午前8時30分まで	30分	100円
②午後14時30分から午後18時00分まで	30分	100円
③午後18時00分から午後19時00分まで	1回	300円

○土曜日及び長期休業日の預かり保育

預かり保育の実施時間	単位	金額
午前7時00分～午前9時00分まで	30分	100円
午前9時00分～午後14時00分まで	1回	600円
午後14時00分～午後18時00分まで	30分	100円
午後18時00分～午後19時00分まで	1回	300円

○長期休業日の登園日の預かり保育(※1号認定児の方)

預かり保育の実施時間	単位	金額
午前7時00分～午前9時00分まで	30分	100円
午前11時30分～午後14時00分まで	1回	600円
午後14時00分～午後18時00分まで	30分	100円
午後18時00分～午後19時00分まで	1回	300円

3 延長保育に関する利用者負担(2・3号認定児対象)

※令和5年～令和8年3月(移行期間)までの金額

(別表1)

	7:00	7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
保育標準時間	① 延長保育	保育標準時間(11時間)				④ 延長保育
保育短時間	① 延長保育	② 延長保育	保育短時間(8時間)		③ 延長保育	④ 延長保育

I 保育標準時間の認定を受けた方

延長保育の実施時間	単位	金額
午前7時00分から午前7時30分まで	1回	100円
午後18時30分から午後19時00分まで	1回	100円

II 保育短時間の認定を受けた方

延長保育の実施時間	単位	金額
①午前7時00分から午前7時30分まで	1回	100円
②午前7時30分から午前8時30分まで	1回	100円
③午後16時30分から午後18時30分まで	1時間	100円
④午後18時30分から午後19時00分まで	1回	100円

※令和5年～令和8年3月までの移行期間終了後は、ちゅうりっぷ・あぶらでん認定こども園と同じ料金体系になります。

令和8年4月からの料金体系（2・3号認定児対象）



I 保育標準時間の認定を受けた方

延長保育の実施時間	単位	金額
午後18時00分から午後19時00分まで	1回	300円
	上限	3,500円

II 保育短時間の認定を受けた方

延長保育の実施時間	単位	金額
① 午前7時00分から午前8時30分まで	1回	300円
② 午後16時30分から午後18時00分まで	1回	300円
③ 午後18時00分から午後19時00分まで	1回	300円

- 4 上記のほか、教育・保育について必要な物品や園外活動等（遠足代）に関しては、別途書面によりお知らせしますので、ご家庭で用意・ご持参いただきます。